

**第2次うるま市男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～
後期策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この実施要領は、第2次うるま市男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～後期策定業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、受託者を選定するために必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務名

第2次うるま市男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～後期策定業務

(2) 業務内容

別紙「うるま市男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～後期策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和6年9月30日（月）まで

成果物等の納期限は仕様書に定めるとおりとし、その他うるま市が求める際に報告を行うものとする。

(4) 見積限度額

5,368,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により実施する。

4 参加資格

本プロポーザルに応募できる者は次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当せず、かつ、うるま市の一般競争入札の参加の停止等の措置を受けていない者であること。
- (2) 沖縄県内（本島内）に本店又は支店等を有すること。業務に当っては、必要時に即現場への社員派遣を行うことができるものであること。
- (3) 本業務を遂行するに当たり、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。
- (4) 上記（3）の業務において経験がある者を管理責任者及び主担当者として本業務に選任し従事させることができること。なお、管理責任者及び主担当者は、本業務が完了するまで、うるま市の承諾なしに変更できないものとする。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成

- 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (6) 破産法 (平成 16 年法律第 75 条) に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及び開始決定がされていない者であること。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員でないこと。
 - (8) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - (9) うるま市から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (10) 過去に同種業務 (男女共同参画策定業務) 又は類似業務 (市町村における他計画等) の実績を有すること。

5 実施要領の配布

第 2 次うるま市男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～後期策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領 (以下「実施要領」という。)、第 2 次うるま市男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～後期策定業務委託仕様書 (以下「仕様書」という。)

(1) 提出書類

① 参加申込書類

ア 参加申込書 (様式 1 号)

イ 誓約書 (様式 2 号)

ウ 法人等の過去 5 年間 (平成 30 年度～令和 4 年度) における同種及び類似業務の実績調書 (様式 3 号)

② 質問書 (様式 4 号)

③ 企画提案申込書 (様式 5 号)

④ プロポーザル参加辞退届 (様式 6 号)

(2) 配布機関

令和 6 年 1 月 17 日 (水) から 1 月 24 日 (水) まで

(3) 配布方法

市ホームページから入手すること。

6 参加申込手続

(1) 受付方法及び受付場所

事務局まで持参または郵送とする。

(2) 受付期間

令和 6 年 1 月 17 日 (水) から 2 月 5 日 (月) まで (土・日・祝日を除く)

午前 9 時から午後 5 時まで (必着)

※郵送で提出する場合は書留郵便で送付し、受付期限までに必着のこと。

(3) 提出書類及び作成の留意点

ア 参加申込書 (様式 1 号)

イ 誓約書（様式2号）

ウ 法人等の過去5年間（平成30年度～令和4年度）における同種及び類似業務の実績調書（様式3号）

エ 事業者等の概要報告書

様式は任意とする。事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、売上高・資本金等の事業概要等が把握できるもの。（内容が含まれているパンフレットでも可）

オ その他の留意点

上記ア～エは各1部提出すること。

理由の如何を問わず、受付期間内に受付を完了した書類のみ有効とする。

7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおりとする。なお、質問受付期間以外に提出された場合、又は指定の方法によらない場合は回答しない。

(1) 提出方法

上記6の参加申込手続を行う者（以下「参加申込者」という。）は、本プロポーザルに関する疑義が生じた場合、質問書（様式4号）に質問内容を記入の上、事務局のE-mailアドレス宛に提出すること。

(2) 受付期間

令和6年1月17日（水）から1月29日（月）まで 午前9時から午後5時まで（必着）

(3) 回答方法及び回答日

提出された質問への回答は、全ての質問について取りまとめ、令和6年1月31日（水）午後5時までに質問者全員に電子メールにて回答を送信する。

8 企画提案書等の提出

(1) 受付方法及び受付場所

事務局まで持参又は郵送とする。

(2) 受付期間

令和6年1月17日（水）から2月7日（水）まで 午前9時から午後5時まで（必着）

※郵送で提出する場合は書留郵便で送付し、受付期限までに必着のこと。

(3) 提出書類及び作成の留意点

① 企画提案申込書（様式5号）

② 企画提案書（任意様式）

ア A4判、両面印刷（白黒又はカラー印刷）、20ページ（10枚）以内、下部中央にページ番号を付し、長辺の2か所を綴じること。なお、一部、A3判を使用する必要がある場合は、片面印刷として片袖折り（Z折り）にして綴じ込むこと。ただし、A3判1枚につき、2ページ分とみなすものとする。

イ 企画提案書には、表紙及び目次を付すこと。なお、表紙及び目次はページ数の算定に含め

ない。

ウ 企画提案に当たっては、本業務の目的及び仕様書に示した業務内容を踏まえた上で、参加申込者の見識をいかした具体的な支援内容について記載すること。なお、仕様書に記載のない事項（提案事項）や特にアピールしたい事項を記載することもできる。

③ 業務実施体制表（任意様式）

本業務を行うに当たっての参加申込者の実施体制（管理責任者及び主担当者の主要業務経歴及び資格等を含む。）の体系図等を記載すること。

④ 業務工程計画（任意様式）

本業務の執行に当たり、業務期間の全体スケジュールを示すこと。

⑤ 参考見積書（任意様式）

ア 仕様書「4 業務内容」の項目ごとに、具体的な積算内容が分かるように内訳書を添付すること。

イ 代表者印（印鑑登録証明書と同じ印鑑）を押印の上、「うるま市長」宛てとすること。

ウ 見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とすること。

エ 上記「2 業務概要（4）見積限度額」を超えた額を記載した場合は失格とする。

⑥ 法人登記履歴事項全部証明書

⑦ 国税及び地方税に滞納がないことを証明する証明書（3か月以内のもの）

⑧ その他

ア 正本として、上記①から⑧までを一冊にまとめ、一部提出すること。また、副本として、上記②から⑤までを一冊にまとめ、10部提出すること。なお、副本の全ての様式には、参加申込者名を記入しないこと。

イ 提出書類に不備がある場合、受け付けることはできない。

※正本は原本、副本はコピー可。

9 審査の実施

（1）プロポーザル参加資格確認

参加申込者を対象に、参加資格要件の有無を確認する。なお、要件に疑義等がある場合は、説明又は追加資料の提出を求めることがある。

（2）プレゼンテーション審査の実施

選定に当たり、プレゼンテーション審査を実施する。なお、参加申込者の数が3者を超える場合は書類審査（第1次審査）を行い、3者以内の者をプレゼンテーション審査（第2次審査）の対象として選出する。書類審査を行った場合にかぎりその結果を令和6年2月9日（金）までに全応募者に対して電子メールにて通知する。

（3）プレゼンテーション審査の内容

① プレゼンテーションは、原則として提出された企画提案書に沿った内容とし、追加資料の配布は認めない。

② プレゼンテーションの方法は参加申込者の任意とし、パソコン等を使用する場合は参加申

込者が用意すること。プロジェクター、スクリーンについては、うるま市が用意する。

- ③ 審査の公平性を保つため、プレゼンテーション審査において、参加申込者はその商号又は名称を明かさないものとする。

(4) プレゼンテーション審査実施日

令和6年2月15日(木)を予定

※実施時間及び場所等の詳細については、参加申込者に別途連絡する。

なお、プレゼンテーションの実施は企画提案書等の提出順とする。

(5) 出席者

3名以内とし、説明は本業務と直接関わる者とする。

なお、業務実施体制表に記載された管理責任者及び主担当者の参加は必須とする。

(6) 所要時間

30分程度(企画提案書の説明20分以内、質疑応答10分程度)

10 審査方法等

(1) 審査方法

- ① 本業務委託契約の交渉権者を選定するため、「第2次うるま市男女共同参画行動計画～うるま夢プラン～後期策定業務委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置する。
- ② 選定委員会は、参加申込者から提出された提出書類の内容について審査を行い、企画提案の内容を採点する。その結果、審査の合計点が最も高い参加申込者を優先交渉権者とし、第2位の者を次点交渉権者として選定する。
- ③ 合計点が同点となった場合は、選定委員会の評決による。
- ④ 審査の過程において、参加申込者に対し、必要に応じ追加書類の提出及び説明を求めることがある。
- ⑤ 適切な提案がない場合は、交渉権者を選定しない場合がある。

(2) 審査結果

- ① 審査結果通知及び契約締結については、令和6年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。市議会において当初予算案が否決された場合は、審査結果通知及び契約締結はしないものとする。
- ② 優先交渉権者及び次点交渉権者については、選定後、速やかに市ホームページで公表する。
- ③ 審査内容及び審査経過については、公開しないものとする。
- ④ 審査結果等についての問合せ及び異議申立ては受け付けない。

11 契約締結

- (1) 審査結果の公表後、優先交渉権者と本業務委託契約の締結交渉を行う。企画提案書の記載事項は、原則として、契約締結時における仕様書に採用することとするが、具体的な内容については、協議調整の上、決定する。
- (2) 優先交渉権者との本業務委託契約の締結交渉がやむを得ない事由により不調になった場合

は、次点交渉権者と本業務委託契約の締結交渉を行う。なお、契約の締結が合意に至らなかった場合において、本業務の受託準備のために要した費用は補償しない。

12 全体のスケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりです。

No	内 容	日 程
1	プロポーザル公告 実施要領・仕様書等の公表 参加申込者受付開始 質問書の受付開始	令和6年1月17日(水)
2	質問書の提出期限	令和6年1月29日(月)午後5時まで
3	質問書への回答期限	令和6年1月31日(水)午後5時まで
4	参加申込手続期限	令和6年2月5日(月)午後5時まで
5	プレゼンテーション審査の実施	令和6年2月16日(金)を予定
6	審査結果通知	令和6年3月11日(月)を予定
7	契約締結	令和6年3月中旬予定

13 提出書類の取扱い

- (1) 一度提出された書類は返却しない。
- (2) 一度提出された書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、審査等において必要な場合は複写をすることがある。
- (4) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、うるま市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

14 その他留意事項

- (1) 必要経費の負担
提案に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 辞退の取扱い
本プロポーザルへの参加申込後、参加を辞退する場合は、令和6年2月5日(月)までにプロポーザル参加辞退届(様式6号)を提出しなければならない。
- (3) 無効事項等
 - ① 提出書類がいずれかに該当する場合は、無効となる。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

② 参加申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ 他の参加申込者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

エ 上記「**4 参加資格**」を満たさない事由が生じた場合

オ その他、うるま市が指示した事項に違反又は従わなかった場合

15 その他

(1) 企画提案書は1者につき1案とする。

(2) 企画提案書に協議の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。

16 事務局

うるま市役所 企画部 共生推進室

〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号 東棟3階

【電話】098-973-8927（直通） 【FAX】098-979-7340

【E-mail】 kyousei@city.uruma.lg.jp